



# 島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第56号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【教委規則】**

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

（社会教育課） 2

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第7号**

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成3年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「使用開始の日前1年から1月までの間に」を「青少年社会教育施設の長（以下「所長」という。）が定める期日までに」に、「青少年社会教育施設の長（以下「所長」という。）」を「所長」に改める。

第4条第1項第1号中「納入通知書」を「県が発行する納入通知書」に改め、同項第2号中「指定する」を「指定管理者又は県から徴収事務の委託を受けた者が発行する請求書により、当該請求書に指定する」に改め、同条第2項中「又は」の次に「請求書に記載された日若しくは」を加える。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。